

justax

No.72 JUL'99

東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

平和事件

—●高裁で加算税一部取消し●—

個人から法人への巨額な無利息貸付で話題を集めた、いわゆる「平和事件」は、納税者が控訴したことから、その結果が注目されていましたが、この度、東京高裁において一部取消しの判決がありました。

今回は、この高裁判決をご紹介します。なお、納税者・国側ともに上告したため、最終判断を最高裁判所に委ねることになりました（平成11年5月31日東京高裁・双方上告）。

◎控訴人Xは、パチンコ機器製造等を事業目的とする株式会社Hの代表取締役であり、また、株式の保有・運用を目的とする同族法人N社の取締役も兼ねていました。

平成元年3月10日、Xは、所有していたH社の株式3,000万株を3,450億円でN社に譲渡しました。そして、N社に対しその買取資金として、株式の代金と証券会社への手数料の合計3,455億円余を、無利息、無期限、無担保で貸し付けました。この資金は、Xが銀行数社から融資を受けたものです。

◎Y税務署長は、N社に対する無利息貸付は所得税法157条（同族会社等の行為又は計算の否認）の規定に該当し、利息相当分の雑所得があるものとして更正及び賦課決定処分をしました。

◎地裁判決は、更正処分に違法ではなく、また、加算税についても、納税者が引用する各文献は私的な著作物である上、仮に文献内の記述によって納税者が本件規定の適用がないと誤解したとしても、それをもって正当な理由があると認めることはできないから、決定処分にも違法はないと判示しました。

◎これに対し高裁判決は、所得税法157条の規定の適用等については地裁判決を支持しましたが、雑所得の基となる認定利息及び過少申告加算税については、その一部を取り消し、次のように地裁判決とは異なる判断を示しました。

認定利息の利率について、銀行の貸出平均金利を基礎として雑所得の計算をすることには合理性が認められるが、原判決の用いた長期貸出平均金利(5.580%)は、平成元年3月末日現在において既に貸し出されて残高として残っているものを利率別残高ごとに加重平均したものであるから適切ではなく、平成元年の「新規貸出約定平均金利」である4.870%を用いるのが相当であると判示しました。

過少申告加算税について、控訴人が引用する本件解説書（編者及び推薦者又は監修者として東京国税局勤務者が官職名を付して示されており、財団法人大蔵財務協会が発行したもの）は、正確にいえば私的な著作物であり、個人から法人に対する無利息貸付について所得税法157条の規定の適用が一切ないことを保証する趣旨までは記載されていないが、各巻頭の「推薦のことば」等において、東京国税局税務相談室その他の税務当局に寄せられた相談事例及び職務の執行の際に生じた疑義について解答と解説を示す形式がとられていることが記載されており、税務当局の業務ないし編者等税務当局勤務者の職務との密接な関連性を窺わせるものであり、控訴人等がその編者等や発行者から判断して、税務当局が個人から法人に対する無利息貸付については課税しないとの見解であると解することは無理からぬところであることから、控訴人には過少申告加算税を課することが酷と思料される事情があり、国税通則法65条4項の正当な理由があると判示しました。そして3年分の過少申告加算税34億0.848万円余のうち、修正申告に係る部分を除く33億9,216万円余の取消しを命じました。

また、更正処分が信義則の適用によって違法ということができないことは地裁判決（本件解説書は私的な著作物であり、公的見解の表示と同視することはできない）のとおりであるが、このことと国税通則法65条4項の正当な理由に関する判断とは別のものである、と述べています。

税法データベースをご利用の場合、この東京高裁は「Z888-0318」、原審の東京地裁は「Z223-7906」で検索することができます。

(資料提供 税法データベース編集室)